

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する

固定資産税及び都市計画税の課税標準

納税通知書に記載されている住所と氏名をご記入ください。

受付印		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		大阪市北区中之島1-3-20	
令和 3 年 1 月 15 日		氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		フリガナ ○○コウギョウ オオサカタロウ 株式会社 ○○工業 代表取締役 大阪 太郎	
申告書は、資産の所在する区ごとに作成して下さい。		連絡先		06-●●●●-▲▲▲▲	
(北 区分)		業種名		鉄鋼業	

区コード欄は空白で提出してください。（令和2年12月31日以前は第45条の3）の規定により、次のとおり申告します。

エクセル様式は網掛け部分が自動計算されます。

1 事業収入割合について

令和2年3月10日から同年6月9日まで 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			(平成31年/令和元年) 3月10日から同年6月9日まで 左の期間の前年同期を記載		
3 月期	4 月期	5 月期	3 月期	4 月期	5 月期
1,500,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円	3,000,000 円	4,000,000 円
合計：		3,500,000 円	合計：		9,000,000 円
事業収入割合		38 %	(①/②×100) ※小数点以下切り捨て		

50%以下 （=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合の軽減率：全額（100%））

50%超70%以下 （=事業収入が前年同期比で50%以上70%未満減少している場合の軽減率：1/2（50%））

該当する方に✓をつけて下さい。

2 特例対象資産について

申告の有無	資産
<input type="radio"/>	事業用家屋（別紙 事業用家屋の特例対象資産一覧のとおり）
<input type="radio"/>	償却資産

- ※1 申告する資産に○をつけてください。
- ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。（この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要となります。）
- ※3 令和3年1月1日に所有している資産

※本市処理欄	台帳番号	添付資料	確認
家屋	- - - ()	<input type="checkbox"/> 事業収入の減少を証明する書類 <input type="checkbox"/> 事業用家屋の特例対象資産一覧	<input type="checkbox"/> 不備なし <input type="checkbox"/> 不備あり
償却資産	- - - ()	<input type="checkbox"/> 特例対象資産の事業用割合を示す書類 <input type="checkbox"/> 償却資産申告書	()
資料回付		入力	入力確認
<input type="checkbox"/> 船場法人→税務部 (/) <input type="checkbox"/> 税務部→船場法人 (/) <input type="checkbox"/> () 市税→税務部 (/) <input type="checkbox"/> 税務部→ () 市税 (/) <input type="checkbox"/> () 市税→船場法人 (/) <input type="checkbox"/> 船場法人→ () 市税 (/)		日	日
		担当	担当
			<input type="checkbox"/> パンチ <input type="checkbox"/> 一覧 <input type="checkbox"/> オン

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実と相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住所	大阪市北区梅田1-2-2-400
名称	〇〇税理士事務所
代表者役職	所長
代表者氏名	浪速 次郎

この欄は、認定経営革新等支援機関等（会計士の方や税理士の方）に確認後、記入してもらう欄です。

認定経営革新等支援機関等担当者名	河内 三郎
認定経営革新等支援機関等連絡先	06-〇〇〇〇-□□□□

- （注1）申告書には、必要書類等を添付してください。
- （注2）□には、該当する項目にレ印を記入してください。
- （注3）本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。
- （注4）「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載してください。
- （注5）本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。
- （注6）本特例の申告内容に変更（賦課期日時点）が生じた場合は、再度、認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。
- （注7）「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載してください。